

13. 財産移転型契約

Date

/

Date

/

Date

/



Aが、①自己の所有する財産をBに売却する場合と、②その財産をBに負担付きで贈与する場合とを比較した次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア ①の場合、A・B間の意思表示が一致すれば契約が成立するのに対して、②の場合、A・B間の意思表示の一致に加えて、AからBへの目的物の引渡しが無ければ、契約は成立しない。

イ ①の場合、当該契約が書面によらないものであっても、Aは書面によらないことのみを理由として、履行の終わった部分を除き、契約を解除することはできないのに対して、②の場合、当該契約が書面によらないものであれば、履行の終わった部分を除き、Aは契約を解除することができる。

ウ ①の場合、Bが代金の全部の支払を拒絶する意思を明確に表示したときには、Aは契約を解除することができるのに対して、②の場合、Bが負担の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときであっても、Aは契約を解除することができない。

エ ①の場合、引き渡された目的物が数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、それがBの責めに帰すべき事由によるものでないときは、Bは、Aに対して、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるのに対して、②の場合、引き渡された目的物が数量に関して契約の内容に適合しないものである場合、それがBの責めに帰すべき事由によるものでないときは、Bは、Aに対して、Bの負担の限度において、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

オ ①の場合で売買の目的物が特定物であるときは、Aは、目的物を引き渡すまで、善管注意義務を負うのに対して、②の場合で贈与の目的物が特定物であるときは、Aは、目的物を引き渡すまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって保管すれば足りる。

- 1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・エ 4 ウ・オ 5 エ・オ

正解
3

13. 財産移転型契約「売買と負担付贈与」

ア 誤り

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる（民法555条）。また、贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる（同法549条）。すなわち、売買契約と贈与契約は、ともに、当事者間の意思表示の合致によって成立する諾成契約である。

イ 正しい

書面によらない贈与は、履行の終わった部分を除き、各当事者が解除することができる（民法550条）。他方、売買については、このような場合の解除を認める規定はない。

ウ 誤り

売買契約は双務契約であるから、買主が代金支払債務を履行しない場合には、売主は契約を解除することができる（民法541条）。また、負担付贈与についても、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定が準用される（同法553条）。したがって、受贈者が負担を履行しないときには、贈与者は契約を解除することができる。

エ 正しい

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときを除いて、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる（民法562条1項本文、2項）。また、負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保責任を負う（同法551条2項、562条）。

オ 誤 り

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない（民法400条）。すなわち、特定物の売買契約における売主は、善管注意義務を負う。また、負担付贈与についても特別の規定はないので、原則どおり、特定物の贈与者は、善管注意義務を負う。

以上により、正しいものの組合せは肢3であり、正解は**3**となる。